

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町新型コロナウイルス感染症対策に伴う瑞穂町中小企業融資あっせん事業利子補給補助金
担当部署	都市整備部 産業課 商工係
担当者名	原田 有介
補助対象 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則により資金を借入れ、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに利子を支払った中小企業者 ただし、補助金交付期間は1年を限度とします。	
規程等 瑞穂町新型コロナウイルス感染症対策に伴う瑞穂町中小企業融資あっせん事業利子補給補助金交付要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則により資金を借入れている町内中小企業者に対し、金利1.6%のうち2分の1を町が利子補給していますが、さらに0.6%分を補助金として交付し、中小企業者が負担する利子割合を0.8%から0.2%に軽減します。 ○補助対象者 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則により資金を借入れ、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに利子を支払った中小企業者。 ただし、補助金交付期間は1年を限度とします。 ※補助対象者数 令和元年12月末日現在285社（404件） ○補助金の額 資金の借入れに伴い、対象者が令和2年2月1日から令和3年3月31日までに中小企業が負担した利子割合0.8%のうち0.6%分を補助金として交付します。 ○補助金の交付回数 1 令和2年2月から令和2年4月までに支払われた利子に対し6月に補助金を交付 2 令和2年5月から令和2年7月までに支払われた利子に対し9月に補助金を交付 3 令和2年8月から令和2年11月までに支払われた利子に対し1月に補助金を交付 4 令和2年12月から令和3年3月までに支払われた利子に対し5月に補助金を交付	

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、様々な業種の町内中小企業者の売上が減少するなど業況悪化を来している現状に鑑み、中小企業振興資金融資あっせんに係る利子補給を更に補助することによって、雇用の安定を図ることを目的とします。

補助金額

利率 1.6 %のうち 0.6 %に相当する額

補助割合

利率 1.6 %のうち 0.6 %分

実施期間

令和 2 年 2 月返済分から令和 3 年 3 月返済分まで

その他